

# アップデート



## テールゲートリフター特別教育の義務化など 労働安全衛生規則が一部改正されます

荷役作業には、荷台からの転落・墜落や崩れた荷の下敷きになるなど、労働災害発生の危険性を伴うため、荷役作業における安全対策の向上が強く求められています。そこで労働災害防止措置を強化するため、労働安全衛生規則が一部改正(3月公布、10月から適用)されます。主な改正内容は下記となります。

### 主な改正内容

#### ①「昇降設備の設置」および「保護帽の着用」が必要な貨物自動車の範囲を拡大

昇降設備の設置および荷役作業を行う労働者の保護帽着用※の義務対象が、現在の最大積載量5トン以上から、最大積載量2トン以上に拡大されます

※保護帽着用義務の拡大については、昇降設備が備えられている箇所以外で荷役作業が行われる可能性があるものや、テールゲートリフターが設置されているもの(テールゲートリフターを使用する時に限る)とされます

#### ②テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育として、学科と実技が規定されます

#### ③運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合、運転者が運転位置を離れるときの原動機の停止義務については適用除外となります

出典:厚生労働省「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案等の概要(陸上貨物運送事業関係)」、陸上貨物運送事業労働災害防止協会「労働安全衛生規則の一部改正(テールゲートリフター特別教育の義務化、昇降設備の設置等)」